

議第162号

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県建築基準条例の一部を改正する条例

滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第36条の3第7項を同条第10項とし、同条第6項中「対しては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第9項とし、同条第5項中「、同項」を「、法第3条第3項の規定にかかわらず、第33条第2項」に改め、同項第1号ア（㍿）中「次項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物であつて、政令第36条の4に規定する建築物の部分（以下この項において「特定部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする特定部分以外の特定部分に対しては、第2条第1項の規定は、適用しない。

第36条の3第4項中「および第6項」を「から第9項まで」に改め、「する場合においては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、「おいては」の右に「、法第3条第3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項中「同条」を「法第3条第3項の規定にかかわらず、第3条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物（第8項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない部分を除く。次項において同じ。）について増築または改築に係る部分の床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えない範囲内において増築または改築をする場合（当該増築または改築後の建築物の構造方法が次に掲げる基準に適合する場合に限る。）においては、法第3条第3項（第3号および第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

（1）増築または改築に係る部分が第2条第1項の規定に適合すること。

(2) 増築または改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

- 3 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について当該建築物における当該建築物の構造耐力上の危険性を増大させない大規模の修繕または大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

第37条第3項ただし書を削る。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。